

# 組合回覧

令和8年5月7日

各位

日本赤十字社飯田市地区龍江分区長 松下 英喜  
飯田市赤十字奉仕団龍江分団分団長 市瀬 陽子

## 日赤活動資金(社費)納入について(お願い)

日頃、奉仕団活動にご理解ご協力くださいまして感謝申し上げます。

さて、今年度も“日赤活動資金”の収納を実施することになりました。常会長・組長さんより【納付書・リーフレット】を配布いただいておりますので、下記の点に留意し納入していただきたく思います。

日赤活動資金は、あくまでも個人の搬出金ですので、納入金額や納入方法につきましては、各自または組合に一任いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1、納付期間 **5月～12月末頃**をめどに納めてください。(期限後も納付可能です)
- 2、納付場所 **龍江自治振興センター** または **納付書裏面の各種窓口**
- 3、特記事項

### 【日赤活動資金納入について 参考】

新規加入の場合	各戸配布の日本赤十字社リーフレットの申込書にご記入いただき、活動資金と一緒に窓口へお持ちください。
納付書を紛失した場合	納付書blankが自治振興センターにありますので、ご連絡ください。
氏名を変更する場合	氏名欄に変更後の氏名をご記入ください。 (お亡くなりになっている場合は、ご家族の方に氏名変更してください。以後納める方がいない場合には、備考欄にレ点☑を記入し、お手数ですが自治振興センターまでお届けください。)
住所を変更する場合	納付書に記載されている住所を二重線で消し、新しい住所をご記入ください。
納付金額を変更する場合	納付書に記載されている額を二重線で消し、その横に納入金額をご記入ください。
龍江の住所にいない方 (転出等)	お手数ですが、そのまま納付書を自治振興センターまでご返却下さい。

裏面あり

#### 4、納入方法

##### 1、【個人が各自で納める場合】

そのまま（切り離さない状態）の納付書とお金を自治振興センター又は金融機関へお持ちください。

※自治振興センター又は金融機関等の領収印を押印します。

※金融機関等において支払う場合は、手数料がかかる場合があります。

##### 2、【常会長、または組長等が取りまとめて納める場合】

① 常会などの際に常会長・組長へお金を預ける。

② 後日、常会長または組長から、自治振興センター又は金融機関等の領収印の押された領収書を受け取る。

#### 5、その他

集金方法や取り扱い方法は常会によって異なるため、常会長または組長等にご確認ください。  
なお、何かご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。